当該交付	当該移換若しくは交付
その額	その額又は平成二十五年改正法附則第四十六条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日
第七十三条第九号 法	平成二十五年改正法附則第四十三条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
交付	移換若しくは交付
その額	その額又は平成二十五年改正法附則第四十七条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第二項の規定により残余財産を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額
第七十三条第十号 法第百六十二条第二項	平成二十五年改正法附則第四十五条第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項
法第百四十七条第四項に規定する者	平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基金加入員等
その額	その額又は平成二十五年改正法附則第四十八条第三項若しくは第四十九条第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項の規定により残余財産を受けている場合にあつては、当該移換を受けた年月日
第七十三条第十一号 確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
年月日	年月日及び連合会が同条第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者に支給する老齢年金給付の額
第七十四条の三第二項 令第五十五条の四第二項	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項又は第六十五条第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十五条の四第二項
年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額	年金給付等積立金

令第四十一条の三の四第一項又は	平成二十六年経過措置政令第六十一条第一項の規定による申出の期限及び当該申出の手続並びに平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
令第四十一条の三の五第二項又は	平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
第七十四条の三第三項 令第五十五条の四第三項	平成二十六年経過措置政令第六十九条第二項又は第六十五条第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十五条の四第三項
令第五十一条第一項	廃止前厚生年金基金令第五十一条第一項
第七十四条の三第四項 令第五十五条の四第四項	平成二十六年経過措置政令第六十九条第二項又は第六十五条第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十五条の四第四項
令第五十二条の五の二第二項の規定により読み替えられた	平成二十六年経過措置政令第六十五条第四項の規定により廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二第二項前段において準用する
令第五十二条の五の三第三項	平成二十六年経過措置政令第六十五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第三項又は平成二十六年経過措置政令第六十二条第三項
第七十五条第一項及び第七十七条 法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
附則第四項前段 第七十四条において準用する第四十四条の二の規定にかかわらず、当分の間	当分の間
又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理
第六十条の二第二項において準用する同条第一項 法第百三十三条の三第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十三条の四第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十三条の三第二項
法第百三十三条の三第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条の四第一項